

横浜市記者発表資料

令和7年7月18日
医療局健康安全課

腸管出血性大腸菌（オ^ー157）に感染した患者の死亡について

横浜市内の医療機関から7月9日（水）に腸管出血性大腸菌感染症患者の届出があり、その後、患者がお亡くなりになりましたので、お知らせします。

1 死亡患者の状況

患者の概要	青葉区在住 70歳代女性 無職
疾患名	腸管出血性大腸菌感染症 オ ^ー 157 VT1VT2
経過等	7月4日（金）軟便 7月5日（土）腹痛、血便 7月7日（月）当該医療機関へ救急搬送 7月9日（水）患者の便からO157 VT1VT2を検出、当該医療機関から横浜市保健所に腸管出血性大腸菌感染症発生届が提出 7月16日（水）溶血性尿毒症症候群（HUS）により死亡

2 感染源について

患者の食事内容及び行動歴等の調査を実施していますが、現在までのところ特定の感染源は認められていません。

3 腸管出血性大腸菌感染症の予防について

主な感染経路は、病原体（細菌）に汚染された食品を摂取することによる経口感染です。

特に夏休みの期間は、屋外でのバーベキューや人が集まる機会も多く、感染のリスクが高まります。

- ・ 食材をしっかりと加熱しましょう。加熱が不十分な食事を摂取することで発症します。
腸管出血性大腸菌は75°C、1分以上の加熱で死滅します。特に食肉は、中心部まで十分に加熱しましょう。
- ・ 手を洗いましょう。

トイレ後、調理前や調理中、食事の前、下痢をしている子どもや高齢者の排泄物の処理をした後、動物に触れたあとなどには、石けんで手をよく洗いましょう。

4 注意事項

血便等、腸管出血性大腸菌への感染が疑われる症状が現れた場合には、自分の判断で下痢止め薬を使用せず、直ちに医療機関を受診してください。

【腸管出血性大腸菌感染症発生動向】

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
横浜市	165	107	176	102	57 ^{※1}
全国	3,220	3,352	3,811	3,742 ^{※2}	1,027 ^{※3}

※1令和7年7月13日時点 ※2暫定値 ※3令和7年7月6日時点（国立健康危機管理研究機構）

<お願い>

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づき、患者及び患者家族等については、本人が特定されることができないよう、格段の御配慮をお願いいたします。

お問合せ先

横浜市保健所健康安全課長

竹澤 智湖

Tel 045-671-2442

裏面あり

腸管出血性大腸菌感染症について

大腸菌は、家畜や人の腸内に存在し、そのほとんどは無害ですが、人に下痢などを起こすものがあり、病原性大腸菌と呼ばれています。その中にはベロ毒素を產生し、出血を伴う腸炎や 溶血性尿毒症 症候群 (HUS) などをおこす腸管出血性大腸菌と呼ばれるものがあります。

腸管出血性大腸菌には、「0157」の他、「026」や「0111」などが知られています。

加熱が不十分な食事の摂取や、ふん便との接触等により感染しますが、患者の近くにいることで空気や飛沫を介して感染することはありません。

1 特徴

- ・感染力が強く、施設や家庭等でも感染が拡大しやすい。
- ・子どもや高齢者がかかりやすく、重症化しやすい。
- ・潜伏期間が長い（2～14日、平均で3～5日）。
- ・熱に弱い（75°C 1分の加熱で死滅する。）。

2 主な症状

多くの場合、おおよそ3～5日の潜伏期間において、頻回な水様便などの症状が現れる。さらに激しい腹痛を伴い、血便となることがある（全く症状がない場合や、軽い腹痛・下痢のみで終わることもある。）。

※このような症状のある場合には、自己判断で下痢止めを飲まないで、直ちに医師の診察・指示を受けてください。

3 感染経路



菌が付着した食べ物や飲み物
(肉、魚、生野菜など) の摂取



汚染された井戸水や
プールの水などの摂取



共用部分などの汚染箇所や
排せつ物などの汚染物に触れる



感染した動物に触れる
(牛などの反すう動物が多い)

4 感染対策

手洗い・手指消毒

- ・排泄物に触れた後は石けんで手を洗い、アルコール消毒をする。
- ・汚染された物に触れた後は手を洗う。



消毒

- ・共用部分（水道の蛇口やドアの取っ手など）は定期的に消毒する。
- ・他人等の排泄物を処理する際は手袋を装着した上で処理し、汚染箇所を消毒する。

適切な調理

- ・食品はよく洗い、十分加熱する。
- ・調理器具は、使用したら洗剤で洗い、熱湯や台所用漂白剤で消毒する。
- ・食肉は中心部まで 75°C 1 分以上加熱する。
- ・汚染されている可能性のある水は飲まない。
- ・焼肉やバーベキュー等、自分で肉を焼きながら食べる場合も、十分加熱し、生焼けのまま食べないようにする。

相談

- ・自己判断で下痢止め等を飲まずに医療機関に相談する。



5 保健所対応

腸管出血性大腸菌感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」で、患者・感染者を診察した医師は、最寄りの保健所に届け出る義務があります。届出を受けた保健所は、感染拡大防止の指導を進めるとともに原因等の調査を行います。